



2024年4月4日

各 位

会社名 株式会社 平和堂
代表者名 代表取締役社長執行役員CEO 平松 正嗣
コード番号 8276 (東証 プライム)
問合せ先 執行役員総務部長兼CS推進部長 小椋 秀男
TEL 0749-23-3111 (代表)
URL <http://www.heiwado.jp/>

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は2024年4月4日(木)開催の取締役会において、本年5月16日開催予定の当社第67回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせします。

記

1. 変更の理由

- (1) 各種事業の業容の拡大により、現行定款第2条(目的)につきまして、事業目的を追加するものであります。
- (2) 当社の現状に即し整理するため、第3章「株主総会」および第4章「取締役および取締役会」の条項に一部変更を加えるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分が変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第1条 (条文省略) (目的)	第1条 (現行どおり) (目的)
第2条 当社は、次の各号に掲げる事業を営むことを目的とする。 (1)～(6) (条文省略) (新設)	第2条 (現行どおり) (1)～(6) (現行どおり) (7) <u>水産養殖業</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(7) ~ (16) (条文省略)</p> <p>(17) 一般乗用旅客自動車運送事業、貨物運送事業、宅配業、倉庫業および自動車・自転車等の賃貸・売買ならびに自動車整備業</p> <p>(18)~(28) (条文省略)</p> <p>第3条~第14条 (条文省略)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役会長または<u>社長</u>が招集し、その議長となる。</p> <p>2 取締役会長および<u>社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>第16条~第23条 (条文省略)</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第24条 <u>取締役社長は、会社を代表する。</u></p> <p>2 前項のほか、取締役会の決議により、<u>前条2項の役付取締役のなかから、会社を代表する取締役を選定することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第25条 取締役会は、<u>取締役会長または社長</u>がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2 <u>取締役会長および社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p>第26条~第37条 (条文省略)</p>	<p>(8) ~ (17) (現行どおり)</p> <p>(18) 一般乗用旅客自動車運送事業、貨物運送事業、<u>第一種貨物利用運送事業</u>、宅配業、倉庫業および自動車・自転車等の賃貸・売買ならびに自動車整備業</p> <p>(19)~(29) (現行どおり)</p> <p>第3条~第14条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役会長または<u>取締役社長</u>が招集し、その議長となる。</p> <p>2 取締役会長および<u>取締役社長</u>に差支えがあるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>第16条~第23条 (現行どおり)</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第24条 <u>取締役会は、その決議により、取締役の中から代表取締役を選定する。</u> (削除)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第25条 取締役会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会決議をもって定めた取締役が</u>これを招集し、その議長となる。</p> <p>2 <u>前項に従い定めた取締役に差支え</u>があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p>第26条~第37条 (現行どおり)</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2024年5月16日(木)
定款変更の効力発生日	2024年5月16日(木)

以上